

第一部 意匠法の改正項目

第一章 意匠権の存続期間の延長

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

従来、意匠権の存続期間は、設定登録の日から15年をもって終了するとされていた。15年という存続期間は、昭和34年の意匠法制定時に10年から15年に延長されたものである。

また、国際的に見ると、意匠権の存続期間は、知的財産制度についての国際的取決めである TRIPS 協定において少なくとも10年間とされているのみで国際的に統一されておらず、米国においては登録から14年間、欧州主要国においては最初は出願から5年間とし、その後4回の更新により最長25年間となっているなど、その国の実情や権利意識の在り方に応じて各国ごとに設定されている。

(2) 改正の必要性

近年の成熟した消費動向を見ると、製品の機能だけではなく、デザイン性による製品の差別化が求められていることから、我が国企業においても製品のデザイン開発が重視されている。

優れたデザインのロングライフ商品や、リバイバル・ブームによって再度商品化されるものなど、魅力あるデザインは商品の価値の長期的な維持に重要であると認識されており、実際、意匠権の存続期間満了年である15年目における現存率は約16%と比較的高い数字となっている（平成16年末）。

こうしたことから、意匠権を適切に保護するためには、15年の存続期間を延長することが必要となっていた。

2. 改正の概要

(1) 意匠権の存続期間の延長

意匠権の存続期間について、「設定登録の日から15年」を「設定登録の日から20年」に延長した。併せて、関連意匠の存続期間についても「設定登録の日から15年」を「設定登録の日から20年」に延長した。

(2) 存続期間の延長に伴う登録料の新設

意匠権の存続期間が15年から20年に延長されることに伴い、第16年から第20年までの登録料を設定した。

3. 改正条文の解説

(1) 意匠権の存続期間の延長

◆意匠法第21条

(存続期間)

第二十一条 意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

特許権と意匠権は、発明や意匠について、創作を保護することに共通する面があるが、発明は、あまりに長期間の独占権を与えることにより、技術開発を通じた技術の向上を阻害するおそれがあるのに対し、意匠は、審美的な観点から保護されるものであるため、存続期間を長くすることによる弊害は比較的小さいものと考えられる。

一方、意匠法では、美感を起こさせるものであれば、機械器具等の物品の機能や技術に関連する形状等も対象としており、特許権の存続期間と大きく乖離することは適切ではないと考えられる。また、出願人間の公平性の観点からは、意匠権の存続期間を20年を超えるものとした場合には、改正法施行前にされた出願と施行後にされた出願で権利期間が大幅に異なることとなり、改正前における権利期間の保護を受ける出願人と比較してバランスを失することとなるのではないかと考えられる。

この点、特許庁が実施したアンケート調査（有効回答件数505件）においても、存続期間の延長が必要とする企業のうちの約7割から、20年が適切であるとの回答が得られたところである。

こうした観点から、意匠権の存続期間は設定登録の日から20年とした。

(2) 存続期間の延長に伴う登録料の新設

◆意匠法第42条

(登録料)

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

- 一 第一年から第三年まで 毎年八千五百円
- 二 第四年から第十年まで 毎年一万六千九百円
- 三 第十一年から第二十年まで 毎年三万三千八百円

2～5 (略)

意匠の登録料については、特許料と同様に累進的に高額となっているが、意匠権は、技術ではなく美的な物品のデザインに対して与えられる権利であることから、権利を早期に手放すことを促進する政策的必要性は特許権に比較して強くないと考えられる。

第一部 意匠法の改正項目

こうした観点から、第16年から第20年までの登録料は、第11年から第15年までの登録料と同額とした。